

宮津のびのび放課後児童クラブ運営規程

(事業の目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後健全育成事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用している児童（以下「利用者」という。）に対し、安全な場を提供し、遊びを主とする活動を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るものとする。

2 市長は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。

3 市長は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。

4 市長は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

5 前各項のほか、市長は、児童福祉法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）及び宮津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 宮津のびのび放課後児童クラブ

(2) 所在地 宮津市字外側2508番地 宮津市立宮津小学校

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の種類、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員 3名（非常勤職員3名）

放課後児童支援員は、おおむね次の業務を行う。

ア 児童の健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。

イ 遊びを通して児童の自主性、社会性及び創造性を培うこと。

ウ 児童が宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。

エ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。

オ 活動状況について、家庭との日常的な連絡及び情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。

カ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市長が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所

や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。

キ その他放課後等における児童の健全育成上必要な活動を行うこと。

(2) 補助員 3名 (非常勤職員 3名)

補助員は、放課後児童支援員が行う業務を補助する。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 開所時間

ア 小学校の授業日 下校時から午後7時まで

イ 小学校の授業の休業日（土曜日を除く。）午前7時30分から午後7時まで

ウ 土曜日 午前7時30分から午後7時まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 児童の安全確保、健康管理、衛生管理等

(2) 遊びの活動への意欲及び態度の形成

(3) 学びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上

(4) 生活指導（基本的な生活習慣の習得の指導等）

(5) 保護者に対する子育て支援

(6) 家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援

(7) その他放課後等における児童の健全育成上必要な支援

(支援の提供により利用者の保護者が支払うべき額)

第7条 保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という。）は、次に掲げる額とする。

(1) 利用料

ア 4月分から7月分まで及び9月分から3月分までにあつては、児童1人当たり月額4,000円とし、8月分にあつては、児童1人当たり月額6,000円とする。ただし、小学校の長期休業期間のみ利用する場合は、4月分、7月分及び3月分にあつては、月額2,000円とし、12月分及び1月分にあつては、児童1人当たり月額1,000円とする。

イ 同一世帯に属する児童が2人以上利用している場合にあつては、その内の第2子以降の負担金の額については、第1子に係る月額の2分の1の額とする。

(2) おやつ代 児童1人当たり月額1,000円

(3) 保険料 別途定める金額

2 前項に規定する保護者負担額のほか、支援の内容により、実費を徴収することができる。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保

護者の同意を得るものとする。

- 3 保護者負担額（おやつ代及び保険料を除く。）は、納入通知書又は宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱（昭和59年告示第12号）に基づく口座振替の方法により、その月の末日までに納付しなければならない。ただし、その期限が宮津市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

（負担金の減免）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、負担金を当該各号に定める割合に応じ減免することができる。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する者 10分の10
- （2）母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯であって当該年度分の市町村民税非課税世帯に属する者 10分の5
- （3）その他市長が特に必要と認める者 相当と認める割合

- 2 前項に規定する減免の適用を受けようとする者は、あらかじめ宮津市放課後児童健全育成事業利用者負担金減免申請書を市長に提出しなければならない。

（利用定員）

第9条 事業所の利用定員は、112名とする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、宮津市立宮津小学校の通学区域とする。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者及びその保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意するものとする。

- （1）利用者が欠席をする場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。
- （2）利用者又はその家族が学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、市長は当該利用者又は保護者に対して出席を停止させることができる。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第12条 緊急時及び事故発生時における対応方法は、別に定める方法により対応するものとする。

- 2 支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第13条 市長は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、少なくとも毎年1回は、避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第14条 市長は、児童の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努める

ものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 職員に対する虐待の防止を啓発及び普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のための必要な措置
(個人情報保護)

第15条 事業所の職員は、その業務上知り得た児童及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）及びその他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 事業所の職員は、その業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業所の職員であった者に、業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情への対応)

第16条 提供した支援に関する児童及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 市長は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、整備するものとする。

- 2 市長は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。